

平成 28 年 12 月 9 日

「部落差別の解消の推進に関する法律」の
成立に関する声明

自由同和会中央本部

本日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が参議院本会議で可決され成立した。

同和問題は解決の過程にあるものの、同和問題を解決するための人権教育・啓発について、昨今、同和問題に関する内容の質・量において後退している感が拭えず、この後退傾向に歯止めがかかることに大きな期待をするものである。

一方、被害者の救済に関しては、この法律では一言も触れられていないことから、これまでと何ら変わることはないと思われるので、私ども自由同和会は、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の被害者を簡易・迅速・柔軟に救済できる新たな人権救済機関として、国家行政組織法の第 3 条委員会としての「人権委員会」の設置を含む内容の「人権擁護法案」の成立を求め続けていく。

また、参議院法務委員会での附帯決議にあるように、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、そして、これらから派生した乱脈不公正な同和行政が部落差別の解消を阻害してきたことを踏まえ、行政と連携しながら法律を拡大解釈することなく適正な運営に協力していく。

以上